

「障がいのある人もない人も、ともに北海道で暮らす」

1 開催趣旨

北海道では、平成21年に「北海道障がい者条例」を制定し、これまで、障がいのある人もない人も暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に、障がい者差別解消の推進に寄与することが求められており、令和3年5月には障害者差別解消法の一部改正法が成立し、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいのある方について知ることや、その方々がさまざまな困難に直面していることへの気づきがより重要になっています。

そこで、障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いにできることを考える、そのようなきっかけにすることを目的として本フォーラムを開催します。

2 主催

北海道（法務省人権啓発活動地方委託事業）

3 共催

西いぶり3市3町（伊達市・室蘭市・登別市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町）

4 開催日時・会場等

- (1) 日時 令和4年10月20日（木） 14:00～16:00
- (2) 会場 だて歴史の杜カルチャーセンター 講堂（北海道伊達市松ヶ枝町34番地1）
- (3) 定員 100名

5 対象

どなたでも参加可能（無料）

6 開催内容

- 14:00 開会 主催者・共催者挨拶
- 14:10 基調講演 「障害者差別解消法と合理的配慮～共生社会の実現に向けて～」
講師：小林 繁市 氏（特定非営利活動法人伊達市手をつなぐ育成会会長）
- 15:10 活動報告①「地域づくり委員会について」
講師：大竹 保彰 氏（地域づくりコーディネーター・胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなす）
- 15:30 活動報告②「その人らしい暮らしを支える取組みについて」
講師：堀 悦彰 氏（特定医療法人社団千寿会 室蘭市相談支援センターらんセンター長）
益子原 勉 氏（特定医療法人社団千寿会 室蘭市相談支援センターらんピアサポーター）
- 16:00 閉会

7 申し込み方法

- (1) 令和4年（2022年）10月7日（金）までに①インターネット（申し込みフォーム使用）又は②ファックス（添付の申込書使用）、のいずれかの方法でお申し込みください。
- (2) 車いすの方、手話通訳が必要な方、要約筆記が必要な方、点字の資料が必要な方、介助者の席が必要な方などは、申込時にその旨をお知らせください。
- (3) 定員を上回る申し込みがあった場合は、別途調整させていただきます。

8 申し込み・問い合わせ先

北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課地域支援係（担当：岡本）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111（内線25-724） FAX 011-232-4068

URL <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=yR3bDbwm>（申し込みフォーム）

<https://www.harp.lg.jp/yR3bDbwm>（申し込みフォーム・短縮URL）

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



もうしこみしょ
FAX 申込書

あて先：011-232-4068【送信票等は不要です。】

ほっかいどうほけんふくしふふくしきよくしょう しょうけんふくしかちいきしえんがかり おかもといき
北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課地域支援係 岡本行

しょうがいしゃきやくかいしょうほう どうみん にし つぎ もう こ
「障害者差別解消法 道民フォーラム in 西いぶり」に次のとおり申し込みます。

しめい 氏名（ふりがな）	
ゆうびんばんごう 郵便番号	
す しゅちやうそん お住まいの市区町村	
てんわばんごう 電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
ひつよう はいりよ あ 必要な配慮（当てはまるもの のに○をつけてください。）	くるま りよう かいじょしゃどうこう しゅわつうやく ようやくひっき 車いす利用 介助者同行 手話通訳 要約筆記 てんじ しりよう つ しりよう さんしよく 点字の資料 ルビ付きの資料 三色カード その他（ ）
その他	